

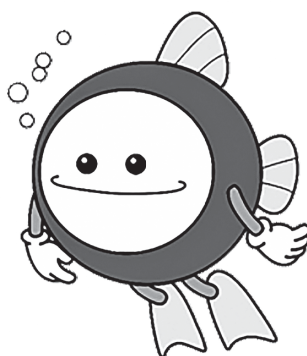
シリーズ 精華町の上下水道 ⑪

へ下水道編 10 V 公共下水道使用料改定の内容

皆さんが日常生活で排出される汚水の処理を持続的に安定処理するために必要な公共下水道使用料を今年の10月1日(火)から改定します。今回は、公共下水道使用料改定の内容について説明します。

本町の公共下水道使用料の料金体系の考え方は、汚水を排出する全ての方に負担いただく「基本料金」と、使用水量に応じて負担が増えていく「従量料金」の2階建て「ていじょうかた通増型」となっています。

これまでの公共下水道使用料の料金体系では、使用水量10m³までを基本料金として、一律900円(税別)をご負担いただいていたましたが、改定後は、基本料金として、一律350円(税別)を全ての使用者の方にご負担いただき、使用水量1m³以上10m³までは従量料金として1m³あたり90円(税別)の単価設定としています。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

また、改定前の料金体系では、一般家庭における使用水量が一番多い11m³から50m³までを同一単価(1m³あたり120円)としていましたが、使用水量ごとに汚水処理施設への負荷などを考慮して、10m³単位に細分化した単価設定とすることで、改定前の料金体系に比べて使用水量に応じた、よりきめ細やかな負担となるよう改定します。

《計算例1》7m³使用の場合

基本料金350円+従量料金90円×7m³ = 980円(税別)

《計算例2》25m³使用の場合

基本料金350円+従量料金90円×10m³+150円×10m³+160円×5m³ = 3550円(税別)

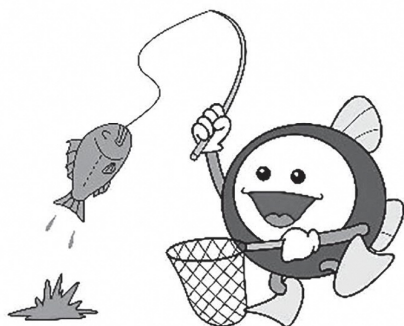
(税抜)

使用料改定の内容は、次の表の通りです。

改定後の使用料			改定前の使用料		
	使用水量	新単価		使用水量	旧単価
基本料金	0m ³ (※1m ³ 未満)	350円	基本料金	0～10m ³ まで	900円
従量料金 (1m ³ につき)	1～10m ³ まで	90円	従量料金 (1m ³ につき)	11～50m ³ まで	120円
	11～20m ³ まで	150円			
	21～30m ³ まで	160円			
	31～40m ³ まで	170円			
	41～50m ³ まで	180円			
	51～100m ³ まで	200円			
	101m ³ 以上	210円		51～100m ³ まで	140円
			101m ³ 以上	150円	

※上の表で計算した金額に消費税などを加算してください。
 ※町ホームページに10月1日(火)からの使用水量ごとの公共下水道使用料早見表を掲載しています。
 基本料金の350円には、家庭などに役場が設置した公共汚水枡や、その取付管の交換・維持管理費用や水道メーター検針費用負担分などを含んでおり、全ての下水道接続使用者の方に負担いただくものです。

今回、下水道使用料改定を行うことで、皆さんには負担増となりますが、本町の公共下水道事業の健全経営と、住環境の維持・向上のため、ご理解をお願いします。



問 経理営業課 94-12049
 上下水道課 95-11912